六　道府県等が経営する病院であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、五七五、〇〇〇円を乗じて得た額

七　道府県等が経営する病院であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の許可病床の数として総務大臣が調査した数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.010 \times \alpha$

算式の符号

A　作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）第４条に規定する被害応急調査の結果に基づくその年の１月１日から10月31日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による当該道府県の農作物被害額（以下「農作物被害額」という。）

α　農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
五〇〇、〇〇〇円未満	一・〇〇
五〇〇、〇〇〇円以上九九〇、〇〇〇円未満	一・一五
九九〇、〇〇〇円以上	一・三〇

十　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があるとき。

十一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があるとき。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times B$に対する割合が1.00を超える道府県

$C \times (2 / 3) \times 0.7$

$A \times B$に対する割合が0.50を超え1.00以下の道府県

$A \times 0.0025 \times (2 / 3) \times 0.7$

算式の符号

A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第４項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額

六　道府県等が経営する病院であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、五七五、〇〇〇円を乗じて得た額

七　道府県等が経営する病院であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の許可病床の数として総務大臣が調査した数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 0.010 \times \alpha$

算式の符号

A　作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）第４条に規定する被害調査の結果に基づくその年の１月１日から10月31日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による当該道府県の農作物被害額（以下「農作物被害額」という。）

α　農作物被害額を最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の専業農家数に第１種兼業農家数を加えた数と第２種兼業農家数に0.25を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
五〇〇、〇〇〇円未満	一・〇〇
五〇〇、〇〇〇円以上九九〇、〇〇〇円未満	一・一五
九九〇、〇〇〇円以上	一・三〇

十　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があるとき。

十一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があるとき。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times B$に対する割合が1.00を超える道府県

$C \times (2 / 3) \times 0.7$

$A \times B$に対する割合が0.50を超え1.00以下の道府県

$A \times 0.0025 \times (2 / 3) \times 0.7$

算式の符号

A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第４項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額